

医師が記入した「意見書」が必要な感染症一覧

該当疾患に○	病名	登園のめやす ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	①麻しん(はしか)	解熱後3日を経過してから
	②インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから
	③新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること(無症状の感染者は検体採取日を0日目として、5日を経過すること)
	④風しん	発疹が消失してから
	⑤水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化してから
	⑥流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となってから
	⑦結核	医師により感染の恐れがないと認められてから
	⑧咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過してから
	⑨流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
	⑩百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから
	⑪腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111など)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
	⑫急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めてから
	⑬髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めてから

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

意見書

園長/ ルーム長殿

クラス \_\_\_\_\_ 園児氏名 \_\_\_\_\_

上記疾患にて療養中でしたが、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 \_\_\_\_\_ (印)

《登園後の注意事項》

※かかりつけ医の皆様へ

小規模保育施設は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもたちが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いいたします。

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を園に提出して下さい。

社会福祉法人 さわらび福祉会